

## 北九州市ほたる館有料施設等の使用に係る事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市ほたる館条例（平成14年北九州市条例第28号。以下「条例」という。）及び北九州市ほたる館条例施行規則（平成14年北九州市規則第24号）に定めるもののほか、北九州市ほたる館及び香月・黒川ほたる館（以下「ほたる館」という。）の使用の申請及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 ほたる館の有料施設（地域交流室又は研修室）及び設備の使用または減免を希望する者は、あらかじめ、「ほたる館有料施設等使用許可申請書」（第1号様式）をほたる館に提出しなければならない。

### (許可)

第3条 前条の申請に対する許可は、申請書に必要事項を記載しこれをコピーして交付するものとする。

### (暴力団等の使用の制限)

第4条 市長は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は、許可しない。

2 市長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

### (使用料の減免)

第5条 条例第6条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

### (委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

別表

| 区分  | 減免の割合 |
|---|-------|
| (1) 市と共催により使用するとき。                                | 10割   |
| (2) 他の普通地方公共団体が主催して行う事業又は行事のために使用するとき。            | 10割   |
| (3) 市の後援により使用するとき。                                | 5割    |
| (4) 保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校等が、保育又は教育の一環として使用するとき。 | 10割   |
| (5) 市内の公共的団体が事業又は行事のために使用するとき。                    | 10割   |
| (6) その他市長が公益上特に必要があると認めるとき。                       | 5割    |